

【件名】 【注意喚起】 大使館職員を装った振り込め詐欺（特殊詐欺）

【ポイント】

○ 11月1日以降、在ブラジル日本国大使館の職員を名乗る者から電話で送金を求める振り込め詐欺の被害報告が複数寄せられています。

○ 身に覚えのない不審電話を受けた場合には、詐欺の可能性が極めて高いと考え、金銭や個人情報を絶対に提供しないよう、冷静に対応してください。

○ 日本の公的機関（大使館・総領事館・領事事務所・警察など）が、在留邦人の方々に逮捕を示唆して、金銭を求めることはありません。

【本文】

1 事案概要

11月1日以降、ブラジル各州から特殊詐欺が疑われる事案の報告が相次いでいます。犯人は在ブラジル日本国大使館の電話番号を偽装表示し、日本語で「あなたの名前で詐欺が行われ、日本の●●県警から逮捕状が出ている。」などと嘘の話で金銭や個人情報を要求するなど、極めて巧妙かつ悪質な手口をとっています。また、被害報告はゴイアス州、セアラ州、サンパウロ州、パラナ州にまで及び、ブラジル全域に被害が広がることが懸念されます。

これまでに報告のあった事案には以下のような特徴があります。

（１）電話には、在ブラジル日本国大使館の代表電話が偽装表示される。

（２）日本語の音声案内で「あなた宛てのレターが届いています。確認したければ1番を押してください。」との案内があり、1を押下したところ相手から日本語で話しかけてくる。

（３）犯人は、同大使館職員のイシハラと名乗る。続いて、被害者の名前で詐欺が行われ、逮捕状が出ている、あるいは捜査が行われているなどと伝える（逮捕状を送付する、あるいは事情を聴取したいとしてLINEの連絡先を聞いたうえで、ビデオ通話に誘導するケースもある。）。

（４）口座情報を聞いたうえで、日本への直接送金、又はPIXでの送金を指示する。

（５）被害報告は日本人に限らず、日系人からも出ているものの、犯人は日本語以外では対応していない（日本語を解する者をターゲットにして犯行を繰り返している可能性あり。）。

2 対応・予防策

日本の公的機関（大使館・総領事館・領事事務所・警察など）が、在留邦人の方々に逮捕を示唆して、金銭を求めることはありません。金銭や個人情報を要求された場合は、詐欺の可能性が極めて高いので、以下のとおり対応してください。

（１）不審な電話を受けた場合、一旦電話を切り、相手が名乗った連絡先（今回のケースでは大使館）に直接電話を架けて事実関係を確認する。

（２）表示された電話番号を信用しない。特殊詐欺事案では、たいていの場合電話番号は偽装表示される。

（３）知らない相手に送金したり、口座番号やクレジットカードの番号などを教えたりしない。

（４）犯人はどこから情報を得ているのか分からないため、ＳＮＳなどに個人情報を掲載しない。

在留邦人の皆様におかれましては、少しでも「怪しい、おかしい」と感じましたら、詐欺を疑うなど、防衛措置を講じるようお願いいたします。

なお、万が一、送金や個人情報を提供してしまった場合は、直ちに警察へ通報・相談してください。

【問い合わせ先】

在ポルトアレグレ領事事務所

住所：Av. Joao Obino, 467, Petropolis, Porto Alegre - RS

電話：(51) 3334-1299

メール：cjpoa@c1.mofa.go.jp